

神奈川県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請に係る意思決定を証する書類
- (3) 法第40条第1項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書（但し、次に掲げる事項を記載するものとする）
 - ア 組織及び運営に関する事項
 - イ 支援業務の概要に関する事項
- (4) 役員の氏名及び略歴を記載した書面
- (5) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請以前（申請年度の過去5年に限る）に行っている法第42条各号の居住支援に資する活動の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書面
- (8) 法人の組織及び事務分担を記載した書面
- (9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- (10) 申請者が法第43条第1項に規定する債務保証業務及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類
- (11) 申請者が第5条に基づく推薦依頼を市町村へ行っている場合は、推薦申請書の写し
- (12) 支援法人指定に関する誓約書（様式第25号又は第26号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

3 第1項の申請書提出については、第5条第1項に定める申請書の提出により省略することはできない。

(指定の基準等)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

- 2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第41条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

（市町村長からの推薦）

第5条 申請者は、法第40条に基づく指定に関する推薦を、居住支援活動を連携して行っている当該市町村長より受けることができる。この場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書（様式第5号）を市町村長に提出するものとする。

- 2 市町村長は、前項に基づく申請があった場合は、各市町村における居住支援活動に関し、当該法人との連携実績がある等、推薦するにあたり支障がないと判断できる場合、知事に推薦を行うことができる。

なお、推薦を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書（様式第6号（以下「推薦書」という。））を知事に提出するものとともに、申請者に対し、推薦書の写しを交付することができる。

- 3 前項に基づく推薦があった場合、知事は、当該法人の指定に際し、斟酌するものとする。

（家賃債務保証業務の委託）

第6条 申請者又は法第40条に基づく指定を受けた支援法人（以下「申請者等」という。）は、法第43条に基づき、法第42条第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合は、委託しようとする業務、委託する理由を債務保証業務委託認可申請書（様式第7号）に記載の上、知事の認可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項による認可を行う場合は、債務保証業務委託認可書（様式第8号）を申請者等あて通知するものとする。
- 3 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（様式第9号）により、申請者等あて通知するものとする。

（債務保証業務規程の認可）

第7条 申請者等は、法第42条第1号に規定する家賃債務保証業務を行おうとするときは、債務保証業務規程認可申請書（様式第10号）にあらかじめ定めた債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を添付し、知事の認可を受けなければならない。

- 2 前項で認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、法第44条第2項に基づき、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第11号）に変更した債務保証業務規程を添付し、知事の認可を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項による認可を行う場合は、債務保証業務規程認可書（様式第12号）、第2項による認可を行う場合は、債務保証業務規程変更認可書（様式第13号）により、申請者等へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知（様式第14号）、第2項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知（様式第15号）により、申請者等へ通知するものとする。

（事業計画等の認可）

- 第8条 法第40条に基づく指定を受けた支援法人（以下「指定支援法人」という。）は、法第45条第1項に基づき、毎事業年度の開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）に、支援業務事業計画等認可申請書（様式第16号）に作成した支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添付し、知事の認可を受けなければならない。
- 2 指定支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第17号）に、事業計画等を添付の上、知事の認可を受けなければならない。
 - 3 知事は第1項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等認可書（様式第18号）、前項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等変更認可書（様式第19号）により、指定支援法人あて通知するものとする。
 - 4 知事は第1項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知（様式第20号）、第2項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知（様式第21号）により、指定支援法人あて通知するものとする。
 - 5 指定支援法人は、法第45条第2項に基づき、毎事業年度、支援業務事業報告書等提出書（様式第22号）に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添付し、当該事業年度経過後三月以内に、知事に提出しなければならない。

（指定支援法人の指定辞退）

- 第9条 指定支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第23号）を知事に提出するものとする。

（指定の取消し等）

- 第10条 知事は法第50条に基づき、指定支援法人の指定の取り消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第24号）により、指定支援法人あて通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成29年10月25日から施行する。

附則

この要綱は令和3年2月10日から施行する。

附則

この要綱は令和4年7月14日から施行する。

様式第1号（第2条第1項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称
代表者氏名

（法第42条に規定する業務を行おうとする）
事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

支援業務を開始しようとする年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

支援業務を行おうとする区域：〇〇市町村

支援業務の対象とする要配慮者：〇〇

- 1 定款及び登記事項証明書
- 2 申請に係る意思決定を証する書類
- 3 法第40条第1項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書（但し、次に掲げる事項を記載するものとする）
 - ア 組織及び運営に関する事項
 - イ 支援業務の概要に関する事項
- 4 役員の氏名及び略歴を記載した書面
- 5 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 支援法人に指定される以前（申請年度の過去5年に限る）の居住支援に資する活動の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書面
- 8 法人の組織及び事務分担を記載した書面
- 9 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- 10 申請者が法第43条第1項に規定する債務保証業務及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類
- 11 申請者が第5条に基づく推薦依頼を市町村へ行っている場合は、推薦申請書の写し
- 12 居住支援法人指定に関する誓約書（様式第25号又は第26号）
- 13 その他居住支援法人の業務に関し参考となる書類

様式第2号（第3条第2項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付の申請については、審査の結果、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条各号に定める基準に適合すると認められるので、同条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定します。

記

- 1 指 定 番 号：
- 2 法 人 の 名 称：
- 3 法 人 の 住 所：
- 4 事 務 所 の 所 在 地：
- 5 業 務：
- 6 業務の開始年月日：
- 7 業務を行う区域：
- 8 業務の対象とする要配慮者：
- 9 市町村からの推薦の有無： 有 無
（「有」の場合は市町村からの推薦書の写しを添付）

様式第3号（第3条第3項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付の申請については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条各号に定める基準に適合すると認められないため、同条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨を通知します。

指定しない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第4号（第4条関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条第2項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号		
変更予定年月日		
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 支援業務を行う事務所所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第5号（第5条第1項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書

○第○○号
○○年○○月○○日

○○市町村長 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として、知事からの指定を受けるにあたり、貴○○市町村からの推薦を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- ・ 居住支援業務に関して、○○市町村と連携し、実施した業務概要

様式第6号（第5条第2項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書

○第○○号
○○年○○月○○日

神奈川県知事 殿

○○市町村長 印

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定にあたり、○○法人○○より、○○年○○月○○日付で、推薦の申請がありました。

確認の結果、連携実績がある等、推薦するにあたり支障がないと認められますので、添付の書類の通り、推薦いたします。

記

- ・ 居住支援業務に関して、○○法人○○が○○市町村と連携して行った業務概要

様式第7号（第6条第1項関係）

債務保証業務委託認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（法第42条に規定する業務を行おうとする）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第42条第1号に規定する家賃債務保証業のうち、以下の業務について委託するための認可を受けたいので、申請します。

1 委託する業務内容：

2 委託する理由：

様式第8号（第6条第2項関係）

債務保証業務委託認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第43条第1項に基づき認可します。

債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第43条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第10号（第7条第1項関係）

債務保証業務規程認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（法第42条に規定する業務を行おうとする）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第42条第1号に規定する家賃債務保証業を行うため、作成した同法第44条第1項の規定による債務保証業務規程について認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

様式第11号（第7条第2項関係）

債務保証業務規程変更認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（法第42条に規定する業務を行おうとする）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項の規定に基づき〇〇年〇〇月〇〇日付〇第〇〇号により認可を受けた債務保証業務規程の変更について認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

様式第12号（第7条第3項関係）

債務保証業務規程認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務規程については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項に基づき認可します。

様式第13号（第7条第3項関係）

債務保証業務規程変更認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務規程の変更については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項に基づき認可します。

債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務規程については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務規程の変更については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第16号（第8条第1項関係）

支援業務事業計画等認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（法第42条に規定する業務を行っている）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項の規定により、作成した支援業務に関する事業計画及び収支予算の認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

様式第17号（第8条第2項関係）

支援業務事業計画等変更認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（法第42条に規定する業務を行っている）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項の規定に基づき〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号により認可を受けた支援業務に関する事業計画及び収支予算の変更認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

1 変更しようとする事項：

2 変更する理由：

様式第18号（第8条第3項関係）

支援業務事業計画等認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付で申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項に基づき認可します。

様式第19号（第8条第3項関係）

支援業務事業計画等変更認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付で申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項に基づき認可します。

支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

○○年○○月○○日付で申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付で申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第22号（第8条第5項関係）

支援業務事業報告書等提出書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（法第42条に規定する業務を行っている）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第2項の規定により、支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成しましたので、これを添付し、提出します。

様式第23号（第9条関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

指 定 番 号

法人の名称

代表者氏名

（法第42条に規定する業務を行っている）

事務所の所在地

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇で住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けましたが、以下の理由により、指定の辞退を行いたいので、届け出ます。

記

辞退の理由：

住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付指定を行った、貴法人においては、以下の理由により、指定を取り消しましたので通知します。

記

指定取消の該当条項：法第50条第1項第○号

理 由：

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

当〇〇は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の
取消しとなっても、異議は一切申し立てません。
以上のことについて、誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- 2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている。
- 3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。
- 6 法人等の役員等が成年被後見人又は被保佐人である。
- 7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。
- 8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む）である。
- 9 法人等の役員等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しない者を含む。）である。
- 10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記各項目に該当する。

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

当〇〇は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- 2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている。
- 3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。
- 6 法人等の役員等が成年被後見人又は被保佐人である。
- 7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。
- 8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む）である。
- 9 法人等の役員等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しない者を含む。）である。
- 10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記各項目に該当する。
- 11 法人等の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者である。

法人の住所
法人の名称
代表者氏名